

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(素案)の概要

## 計画の位置付け

1. 困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する、本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画
2. 「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画
3. 県が市町村などの関係機関や民間団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画

## 計画期間

令和6年度から令和8年度  
(3年間)

## 計画の目標

**困難な問題を抱える女性が安心して自立して暮らせる社会の実現**

## 計画の基本目標

**基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援**  
早期の発見、相談・保護・被害回復・自立支援などトータルな支援を行う。

**基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実**

県、市町村、関係機関、民間団体による支援ネットワークを構築し、切れ目のない連携による支援体制の充実を図る。

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）の概要

## 基本目標

I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

## 施策の方向性

1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

2 アウトリーチなどによる早期の把握

3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供

4 相談支援の充実

5 一時保護の充実

## 推進項目

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発
- (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利又は性暴力被害防止についての教育・啓発の実施

- (1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実
- (2) SNS等を活用した相談の実施
- (3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握

- (1) 民間団体による居場所の提供の促進
- (2) グループ相談会や各種講座などの実施

- (1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実
- (2) 県関係機関における相談支援の充実
- (3) 市町村における相談支援強化への支援
- (4) 民間団体における相談支援強化への支援

- (1) 多様な支援対象者の一時保護の実施
- (2) 一時保護委託の積極的な活用
- (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）の概要

## 基本目標

I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

## 施策の方向性

6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援

7 日常生活の回復の支援

8 同伴児童などへの支援

9 支援対象者に寄り添った自立支援

10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

## 推進項目

- (1) 医療機関などの専門機関との連携支援
- (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施
- (3) 民間団体による心のケアの実施

- (1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援
- (2) 民間団体による継続的自立支援

- (1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施
- (2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】
- (3) 保育・就学・学習支援
- (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援

- (1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定
- (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】
- (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】
- (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】
- (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】
- (6) 住宅の確保に関する支援
- (7) 就業に関する支援
- (8) 経済的な支援

- (1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援
- (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援
- (3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（素案）の概要

## 基本目標

II 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

## 施策の方向性

### 1 支援の中核機関の機能強化

### 2 民間団体との連携・協働の推進

### 3 関係機関との連携体制の充実

## 推進項目

- (1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実
- (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実
- (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上
- (4) 女性相談支援員の連携強化

- (1) 民間団体との連携強化
- (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施
- (3) 民間団体の育成・支援

- (1) 県内の関係機関との連携強化
- (2) 支援調整会議の設置促進
- (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

## 推進指標

- 困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数（全市町村（令和8年度末））
- 女性相談支援員設置市町村数 ※人口10万人以上への設置を目指す。  
（17市（令和5年4月1日現在） → 27市（令和8年度末））
- 女性相談支援センター及び女性自立支援施設での自立支援講座の実施
- 女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催